

(写)

教協 第138号
令和4年4月4日✓各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿一般社団法人 教科書協会
会長 星野 泰也
(印影印刷)

高等学校用教科書の教科書見本の取扱いについて

平素より、教科書採択に関しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度から使用される高等学校用教科書の見本については、令和4年3月31日付け文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（3文科初第2695号）および別添通知の令和4年3月31日付け文部科学省「教科書採択の公正確保について（通知）」（3文科初第2691号）により、以下の通りご連絡申し上げます。

記

1. 令和3年度に検定を経た教科書の見本について（新刊：新課程）

(1) 令和3年度に検定を経た教科書見本（新指導要領による新刊：新課程）については、以下の部数を上限として教科書発行者より送付いたします。各教育委員会あるいは各学校から依頼書を送付いただく必要はありません。

- | | |
|--|------|
| ・都道府県教育委員会 | 6部 |
| ・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）を所管する市町村教育委員会 | 原則1部 |
| ・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） | 原則1部 |
| ・教科書センター | 1部 |

なお、教科書発行者より上記の上限部数未滿しか到着しておらず、かつ上記の上限部数までの教科書見本が必要な場合は、5月以降、直接、該当発行者にお問い合わせください。

(2) 以下に該当する場合で、かつ各教育委員会や各学校等の採択権者からの「個別の求め」がある場合に、教科書協会経由で教科書発行者あてに送付を依頼することができます。

「別紙②（教育委員会用）」あるいは「別紙ア（学校用）」の「希望種目（新刊・新課程）」該当欄に、下記に定められた部数を上限として必要部数をご記入の

上、教科書協会あてにメール送付ください。

- ・教育長および委員の数が5人を超える場合（上限は超える数まで）
- ・高等学校を所管する市町村教育委員会で、教育長および委員の数を上限として追加する場合（上限は委員の数まで）
- ・中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限とする場合
- ・教科書採択権限を有する高等学校の分校（上限は分校に1部）
- ・教科書採択の権限を有する高等学校の各学科（普通科・専門学科・総合学科ごとに1部。ただし、専門学科は高等学校設置基準に規定する学科ごとに1部が上限。）

2. 令和2年度に検定を経た教科書の見本（既刊：新課程）および令和元年度以前に検定を経た教科書の見本（既刊：現行課程）について

- (1) 令和3年度以前に教科書見本が送付されていない場合は、「1. 令和3年度に検定を経た教科書の見本について（新刊：新課程）」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができます。
- (2) 令和3年以前に教科書見本が送付されており、かつ各教育委員会や各学校等の採択権者からの「個別の求め」がある場合には、1部を上限として送付することができます。「別紙②（教育委員会用）」あるいは「別紙ア（学校用）」の「希望種目（既刊・現行課程）」の該当欄にご記入のうえ、教科書協会あてにメール送付ください。

これらについては、採択権者による教科書の採択に当たっての調査研究等の用に供するために送付が認められたものですので、採択用見本の追加送付をご依頼する際の手続きを以下の通りご連絡いたします。

3. 採択用見本の「個別の求め」がある場合に、送付をご依頼する際の手続きについて

(1) 教科書見本の送付方法の依頼について

都道府県教育委員会および公立の高等学校を所管する市町村教育委員会におきましては、高等学校（国立学校、公立大学法人が設置する学校および私立学校を除く）への採択用見本の「個別の求め」がある場合の送付依頼方法について、都道府県教育委員会あるいは市町村教育委員会が取りまとめて教科書協会に連絡するのか、あるいは各学校長から当該学校分を直接教科書協会に連絡するのか、いずれの方針とされるかを、別紙①にてご連絡ください。

ただし、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校は、別紙①の方針に関わらず各学校長から当該学校分を教科書協会に連絡することになり

ます。)

別紙① 令和5年度使用高等学校用教科書見本の送付依頼について(回答)

を都道府県教育委員会あるいは市町村教育委員会より教科書協会にメールにて送付ください。 期限：4月22日(金)まで

- (2) 都道府県教育委員会あるいは市町村教育委員会が「個別の求め」がある場合に、所管の公立の高等学校の依頼を取りまとめて教科書協会に採択用見本を依頼する場合

別紙② 令和5年度使用高等学校用教科書見本の送付依頼書(教育委員会用)

を都道府県教育委員会あるいは市町村教育委員会より教科書協会にメールにてエクセルファイルで送付ください。

期限：5月31日(火)まで

- (3) 公立学校、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校が「個別の求め」がある場合に、教科書協会に直接採択用見本を依頼する場合

別紙ア 令和5年度使用高等学校用教科書見本の送付依頼書(学校用)

を各学校長より教科書協会にメールにてエクセルファイルで送付ください。

期限：5月31日(火)まで

都道府県教育委員会におかれましては、公立の高等学校を所管する市町村教育委員会や、都道府県教育委員会内の国立学校、公立大学法人が設置する学校および私立学校のご担当部署に対しても本件をご連絡いただくと共に、各教育委員会を通じて学校長あてに別添の令和4年4月4日付け「高等学校用教科書の教科書見本の取扱い(学校長あて)」をお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、ご依頼に対する送付につきましては発行者判断になりますので、必ずしもご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承下さい。

[各種書類掲載場所]

一般社団法人 教科書協会ホームページ → 「教育委員会・学校専用ページ」
→ ID:kyokai PW:kyokai → 教育委員会・学校用

に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

※ 教科書協会あてご提出先

・ 別紙①、別紙②、別紙ア メール返信先

info2022mihon@textbook.bz

【問合せ窓口】教科書協会 ☎ : 03-5606-9781

担当 小林、八重田

教 協 第139号
令和4年4月4日

学校長 殿

一般社団法人 教科書協会
会 長 星野 泰也
(印影印刷)



高等学校用教科書の教科書見本の取扱いについて

平素より、教科書採択に関しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年度から使用される高等学校用教科書の見本については、令和4年3月31日付け文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（3文科初第2695号）および別添通知の令和4年3月31日付け文部科学省「教科書採択の公正確保について（通知）」（3文科初第2691号）により、以下の通りご連絡申し上げます。

記

1. 令和3年度に検定を経た教科書の見本について（新刊：新課程）

(1) 令和3年度に検定を経た教科書見本（新指導要領による新刊：新課程）については、以下の部数を上限として教科書発行者より送付いたします。各教育委員会あるいは各学校から依頼書を送付いただく必要はございません。

- | | |
|--|------|
| ・都道府県教育委員会 | 6部 |
| ・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）を所管する市町村教育委員会 | 原則1部 |
| ・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） | 原則1部 |
| ・教科書センター | 1部 |

なお、文部科学省初等中等教育局長通知では4月末までに教科書見本を送付することとなっておりますが、教科書発行者より上記の上限部数未満しか到着しておらず、かつ上記の上限部数までの教科書見本が必要な場合は、5月以降直接、該当発行者にお問い合わせください。

(2) 以下に該当する場合で、かつ各教育委員会や各学校等の採択権者からの「個別の求め」がある場合に、教科書協会経由で教科書発行者あてに送付を依頼することができます。

- ・教育長および委員の数が5人を超える場合（上限は超える数まで）
- ・高等学校を所管する市町村教育委員会で、教育長および委員の数を上限として

追加する場合（上限は委員の数まで）

- ・中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限とする場合
- ・教科書採択権限を有する高等学校の分校（上限は分校に1部）
- ・教科書採択の権限を有する高等学校の各学科（普通科・専門学科・総合学科ごとに1部。ただし、専門学科は高等学校設置基準に規定する学科ごとに1部を上限。）

< * >

ただし、「個別の求め」については、都道府県教育委員会あるいは高等学校を所管する市町村教育委員会は、

(A) 教育委員会ごとに所管する学校の依頼を取りまとめて教科書協会に依頼する

(B) 所管の学校が個別に教科書協会に依頼する

のいずれかの方法で教科書協会に依頼するかあらかじめ決めております。

このため、各学校におかれましては所管する教育委員会にご確認いただき、

(A) の場合は所管する教育委員会へご連絡ください。また、(B) の場合は、「別紙ア（学校用）」の「希望種目（新刊・新課程）」該当欄に、下記に定められた部数を上限として必要部数をご記入の上、教科書協会あてに直接メール送付ください。

なお、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校は全て (B) となります。

2. 令和2年度に検定を経た教科書の見本（既刊：新課程）および令和元年度以前に検定を経た教科書の見本（既刊：現行課程）について

- (1) 令和3年度以前に教科書見本が送付されていない場合は、「1. 令和3年度に検定を経た教科書の見本について（新刊：新課程）」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができます。
- (2) 令和3年以前に教科書見本が送付されており、かつ各教育委員会や各学校等の採択権者からの「個別の求め」がある場合には、1部を上限として送付することができます。

< * > 記載欄と同じ

これらについては、採択権者による教科書の採択に当たっての調査研究等の用に供するために送付が認められたものですので、採択用見本の追加送付をご依頼する際の手続きを以下の通りご連絡いたします。

3. 採択用見本の「個別の求め」がある場合に、送付をご依頼する際の手続きについて

<*>の(A)の場合は、教育委員会が取りまとめて教科書協会に送付依頼書を送付しますので、各学校から送付する必要がございません。

<*>の(B)の場合(公立学校、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校も含む)は、

別紙ア 令和5年度使用高等学校用教科書見本の送付依頼書(学校用)

を各学校長より教科書協会にメールにてエクセルファイルで送付ください。

期限：5月31日(火)まで

なお、ご依頼に対する送付につきましては発行者判断になりますので、必ずしもご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承下さい。

[各種書類掲載場所]

一般社団法人 教科書協会ホームページ → 「教育委員会・学校専用ページ」
→ ID:kyokai PW:kyokai → 教育委員会・学校用

に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

※ 教科書協会あてご提出先

・別紙ア メール返信先 **info2022mihon@textbook.bz**

【問合せ窓口】教科書協会 ☎：03-5606-9781

担当 小林、八重田